

富士山静岡空港特定運営事業等基本スキーム案の概要

平成28年5月19日
静岡県

1 富士山静岡空港特定運営事業等の目的

- ・訪日外国人を中心とした交流人口を着実に取り込み、**本県経済の発展に繋げていく**とともに、**県民のための空港としての利便性と利用者満足度の向上**、一層の業務効率化や収益力向上等による**県民負担の軽減**を図る
- ・指定管理者制度に基づく行政による空港「管理」から、**公共施設等運営権制度に基づく民間による空港「経営」**に転換し、**民間による一体的かつ機動的な空港経営の実現を目指す**

2 富士山静岡空港特定運営事業等の概要

(1) 事業期間

- ・当初20年間（オプション延長20年以内＋不可抗力等による延長を含め**最長45年間**）

(2) 事業方式

- ・公募により選定された民間事業者（優先交渉権者）が株主となる特別目的会社（SPC）に運営権を設定し、運営権者となったSPCと実施契約を締結
- ・現時点では、SPCについて、以下の2つのパターンを想定

- ①優先交渉権者が富士山静岡空港株式会社の株式を取得し、同社をSPCとする
- ②優先交渉権者が新たにSPCを設立し、富士山静岡空港株式会社の事業・人材を引き継ぐ

- ・公募への応募者は、**県内企業、関係団体、県民等との連携方法を提案**しなければならない

(3) 業務範囲

< 特定運営事業 >

◎ 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第1号）

- 空港基本施設等の維持管理・運営業務（着陸料設定・収受、施設維持管理、空港運用等）
- 旅客ビル施設維持管理・運営業務（施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）
- 貨物ビル施設維持管理・運営業務（施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）
- 航空機給油施設維持管理・運営業務（使用料設定・収受、施設維持管理、燃料管理等）
- 駐車場施設等維持管理・運営業務（施設維持管理、交通誘導等）
- 空港展望施設等維持管理・運営業務（利用料設定・収受、施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）
- 浄化槽施設維持管理・運営業務（利用料設定・収受、施設維持管理等）
- 周辺関連施設維持管理・運営業務（施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）
- 空港用地等管理業務（空港用地・附帯工作物等維持管理、用地等貸付）

◎ 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第2号）

- 飛行場灯火施設等の維持管理・運営等

◎ 環境対策事業（民活空港運営法第2条第6項第3号）

- 航空機騒音測定施設の維持管理業務、航空機騒音測定施設による航空機騒音測定業務等

◎ 附帯事業（民活空港運営法第2条第6項第4号）

- ハイジャック等防止対策に関する費用負担
- 富士山静岡空港利用促進協議会等への加入
- 運営権者が提案する事業・業務（空港の就航促進・利用促進、地域との共生）

< 任意事業 >

- 空港機能を阻害しない等の範囲で任意で行う事業（例：直営店舗等）

< その他事業 >

- 空港アクセス道路景観形成地の維持管理

(4) 利用料金の収受と費用負担

- ・運営権者は、富士山静岡空港特定運営事業等(本事業)に係る着陸料その他の利用料金を設定・収受し、自らの収入とすることができる
- ・運営権者は、本事業に係る費用を負担

(5) 対象施設に対する更新投資の取扱い

- ・更新投資は、運営権者が主体的に実施
- ・運営権者は、基本施設等の更新投資費用の負担を県に求めることができる

(6) 運営権の対価

- ・運営権者は、本事業における運営権の対価を支払う
- ・運営権の対価については、**最低提案価格を定め、実施方針等で提示**

(7) 事業計画の策定、要求水準及びモニタリング

- ・運営権者は、県が定める要求水準を達成するように事業を実施
- ・運営権者は、5年程度の**中期計画及び年度計画**を県に提出し、県の承認を得る
- ・運営権者による自己点検のほか、**県によるモニタリング及び第三者評価等**を実施し、実施契約や事業計画に基づく業務の履行状況、要求水準の達成状況等を確認

(8) 財務情報等の報告及び開示

- ・運営権者は、各事業年度の**財務情報等**を県に報告するとともに、**ホームページで公表**

(9) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

- ・運営権者が**運営権、契約上の地位、契約に基づく権利・義務の譲渡等**を行う場合は**県の許可が必要**
- ・運営権者は、完全無議決権株式の新規発行や譲渡等を自由に行うことが可能
- ・運営権者が**議決権付株式を株主以外に対し新規発行や譲渡等**を行う場合は**県の承認が必要**

(10) 県と運営権者のリスク分担

- ・航空需要変動を含む事業リスクは運営権者が負担
- ・不可抗力による損害は**県と運営権者で分担**（運営権者は保険の範囲内で負担）

(11) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

- ・運営権者は、県の事由により契約上の義務の履行が不能になった場合等には**契約解除が可能**
- ・県の事由による契約解除の場合、県は、運営権を取り消すと同時に、運営権者の損失を補償
- ・県は、**運営権者が、契約上の義務を履行しない場合、要求水準を満たさない状態の是正の勧告・命令に従わない場合等には契約解除が可能**
- ・運営権者の事由による契約解除の場合、県は運営権を取り消し、運営権者は県に違約金を支払う
- ・県は、不可抗力により本事業の再開が不可能となった場合には**契約解除可能**
- ・契約解除の場合、運営権者は、県又は県が指定する第三者に適切な引継業務を実施

3 応募者の参加資格要件

- 応募者は、単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ
- 第一次審査資料提出後のグループの代表企業及び構成員の変更は原則として認めない
- 単体企業、グループの代表企業には、商業施設の建設運営等の一定の実績を求める

4 運営権者公募以降の手続

- 平成29年度 実施方針公表 → 募集要項等公表 → 審査委員会による審査
- 平成30年度 基本協定の締結 → 運営権の設定 → 実施契約の締結 → 業務引継
⇒**新たな運営体制への移行（最速で平成31年4月から）**